

熊谷市監査委員公告第14号

令和4年度福祉部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年3月30日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

令和4年度福祉部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿について、受・払・残額の合計や累計の記入がない様式を使用しているものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条及び第92条第2項第3号に基づき適正な様式を備えて事務処理を行うべきである。【生活福祉課】</p> <p>(2) 生活保護費返納金の現金領収について、預り書を使用して現金を受領していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第25条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【生活福祉課】</p> <p>(3) 資金前渡金について、精算手続が遅延していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第71条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【生活福祉課】</p> <p>(4) 生活保護費返納金の債権管理について、納期限後20日を超えて督促をしているものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【生活福祉課】</p> <p>(5) 生活保護費返納金の調定繰越について、歳入調定の起票が遅延していたので、熊谷市会計事務規則第3</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿について、熊谷市会計事務規則に基づいた様式を備えて事務処理を行うこととした。 【生活福祉課】</p> <p>(2) 生活保護費返納金について、返納金を受領する場合は必ず領収書を交付することとし、預り書を使用して現金を受領することがないように事務処理を改めた。 【生活福祉課】</p> <p>(3) 資金前渡金の精算について、会計管理者と協議し、今後は支給日から3か月を超えたものについては精算を行うこととした。 【生活福祉課】</p> <p>(4) 熊谷市会計事務規則に基づき、適正な事務処理を行うように改善した。 【生活福祉課】</p> <p>(5) 歳入調定の起票の方法について出納室と協議し、令和5年度から熊谷市会計事務規則に基づいた事</p>

<p>8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【生活福祉課】</p> <p>(6) ひとり親家庭等医療費返還金の債権管理について、督促状による督促を行っていなかったため、熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【こども課】</p> <p>(7) 保育所及び児童クラブにおいて、現金出納簿が備えられていなかったため、熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【保育課】</p> <p>(8) 現金の納入について、払込みが遅延していたものが見受けられたため、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【保育課】</p> <p>(9) 保育所における保育所入所児童保護者負担金の領収について、預り証を使用して現金を受領していたものが見受けられたため、熊谷市会計事務規則第25条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【保育課】</p> <p>(10) 保育所入所児童保護者負担金について、口座振込日以降に調定を行っていたものが見受けられたため、熊谷市会計事務規則第16条に基</p>	<p>務処理を行うことができる方法で調定を起票することとした。【生活福祉課】</p> <p>(6) 熊谷市債権管理マニュアルを遵守し、適正な事務処理を行うよう徹底する。【こども課】</p> <p>(7) 熊谷市会計事務規則に基づき、保育所に関しては令和5年2月から、児童クラブに関しては令和5年4月から各施設に現金出納簿を備え、適切に処理するよう改善した。【保育課】</p> <p>(8) 熊谷市会計事務規則に基づき、遅延なく払込みを行うよう改善した。【保育課】</p> <p>(9) 熊谷市会計事務規則に基づき、各施設に現金領収書を備え、適切に処理するよう改善した。【保育課】</p> <p>(10) 熊谷市会計事務規則に基づき、適切に処理するよう改善した。【保育課】</p>
---	---

<p>づき適正な事務処理を行うべきである。 【保育課】</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業学童保育料の債権管理について、納期限後20日を超えて督促をしているものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【保育課】</p> <p>2 支出事務 指摘事項なし。</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 熊谷市ふとん乾燥サービス事業委託について、50万円を超える業務委託が2者見積で随意契約されていたので、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【長寿いきがい課】</p> <p>(2) 熊谷市立老人福祉センター建築物・建設設備定期点検業務委託について、50万円を超える業務委託が3者見積で随意契約されていたので、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、契約約款で定められた定期点検に係る検査結果通知がされていなかったため、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【長寿いきがい課】</p>	<p>(11) 熊谷市会計事務規則に基づき、納期限後20日以内に通知を送付するよう改善した。 【保育課】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 令和5年度から、指名競争入札を行う予定となっている。今後は、熊谷市契約規則等に基づき、適正な契約事務を徹底していく。 【長寿いきがい課】</p> <p>(2) 今年度から指名競争入札を実施し、熊谷市契約規則等に基づき、適正な契約事務を行った。 また、定期点検に係る検査結果通知についても、契約に基づき適正な事務処理を行っていく。 【長寿いきがい課】</p>
---	--

<p>(3) 熊谷市立障害福祉会館の備品について、指定管理者が廃棄等した際に市への報告が漏れていたものがあったので、協定書に基づき適切な事務処理を行うべきである。 【障害福祉課】</p> <p>(4) 熊谷市重度身体障害者入浴サービス事業業務委託について、翌月5日までに実施報告書を添えて請求すると契約書に規定されているが、5日以降に提出されたものが見受けられたので、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【障害福祉課】</p> <p>(5) 病児及び送迎病児保育事業の熊谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書について、收受印が押されていないだったので、熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【保育課】</p> <p>4 補助金 指摘事項なし。</p> <p>5 負担金 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 公印の備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【生活福祉課、障害福祉課】</p>	<p>(3) 備品の確認作業を行い、廃棄された備品については、台帳から削除を行った。また、登録が漏れていた備品については、新たに登録を行った。 【障害福祉課】</p> <p>(4) 各事業所へ実施報告書と請求書を翌月5日までに提出するよう口頭で指示し、それ以降は適正な事務処理を行っている。 【障害福祉課】</p> <p>(5) 熊谷市文書管理規程に基づき、收受印の押印、文書收受発送件名簿の記入を徹底し、適切に文書进行处理するよう改善した。 【保育課】</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 熊谷市物品管理規則に基づき、公印の備品登録を行った。 【生活福祉課、障害福祉課】</p>
---	---

<p>(2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【長寿いきがい課、障害福祉課、こども課】</p>	<p>(2) 課内及び各老人福祉センターにて備品の再確認を行うとともに、すでに廃棄された備品については、備品台帳から削除を行った。今後は熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【長寿いきがい課】</p> <p>廃棄された備品については、備品台帳から削除を行った。</p> <p>【障害福祉課、こども課】</p>
---	---